

【目次】

○ 地方公共団体情報システム機構法（平成二十五年法律第二十九号）	【第一条関係】	．．．．．	1
○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）	【第二条関係】	．．．．．	7
○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）	【第三条関係】	．．．．．	24
○ 個人情報保護の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）	【附則第三条関係】	．．．．．	26

改 正 案	現 行
目次 第一章（略） 第二章（略） 第三章（略） 第四章 業務（<u>第二十二條―第二十七條</u>） 第五章 財務及び会計（<u>第二十八條―第三十四條</u>） 第六章 雑則（<u>第三十五條―第三十七條</u>） 第七章 罰則（<u>第三十八條―第四十條</u>） 附則 （定款） 第五条 機構は、定款をもって、次に掲げる事項を定めなければならない。 一 目的 二 名称 三 事務所の所在地 四 資本金、出資及び資産に関する事項 五 代表者会議の委員の定数及び任期、議決の方法その他の代表者会議に関する事項 六 役員の定数、任期、職務の分担その他の役員に関する事項	目次 第一章 総則（<u>第一條―第七條</u>） 第二章 代表者会議（<u>第八條―第十條</u>） 第三章 役員及び職員（<u>第十一條―第二十一條</u>） 第四章 業務（<u>第二十二條―第二十六條</u>） 第五章 財務及び会計（<u>第二十七條―第三十三條</u>） 第六章 雑則（<u>第三十四條―第三十六條</u>） 第七章 罰則（<u>第三十七條―第三十九條</u>） 附則 （定款） 第五条 機構は、定款をもって、次に掲げる事項を定めなければならない。 一 目的 二 名称 三 事務所の所在地 四 資本金、出資及び資産に関する事項 五 代表者会議の委員の定数及び任期、議決の方法その他の代表者会議に関する事項 六 役員の定数、任期、職務の分担その他の役員に関する事項

十一 第三十三条の規定による地方公共団体の費用の負担に関する事項
十二 (略)

2 (略)

(代表者会議の権限)

第九条 (略)

一、六 (略)

2 (略)

3 代表者会議は、役員又は職員の行為がこの法律、他の法令又は定款に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、理事長に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(役員の解任)

七 業務及びその執行に関する事項

八 経営審議委員会の委員の定数その他の経営審議委員会に関する事項

九 財務及び会計に関する事項

十 定款の変更に関する事項

十一 第三十二条の規定による地方公共団体の費用の負担に関する事項
十二 公告及び公表の方法

2 機構の定款の変更は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(代表者会議の権限)

第九条 次に掲げる事項は、代表者会議の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 業務方法書の作成又は変更

三 予算及び事業計画の作成又は変更

四 決算

五 役員の報酬及び退職金

六 その他代表者会議が特に必要と認めた事項

2 代表者会議は、機構の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、理事長に対し、機構の業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせることができる。

3 代表者会議は、役員又は職員の行為がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は定款に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、理事長に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(役員の解任)

第十六条 (略)

2 代表者会議又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その役員を解任することができる。

(削る)

一 刑事事件により有罪の言渡しを受けたとき。

二 破産手続開始の決定を受けたとき。

三 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

四 職務上の義務違反があるとき。

3・4 (略)

(業務方法書)

第二十三条 (略)

2 前項の業務方法書には、役員（監事を除く。）の職務の執行がこの法律、他の法令又は定款に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項その他総務省令で定める事項を記載しなければならない。

3 (略)

第十六条 代表者会議又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号に掲げる者となったときは、その役員を解任しなければならない。

2 代表者会議又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その役員を解任することができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又は定款に違反したとき。

二 刑事事件により有罪の言渡しを受けたとき。

三 破産手続開始の決定を受けたとき。

四 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(新設)

3 理事長は、前項の規定により副理事長又は理事を解任しようとするときは、代表者会議の同意を得なければならない。

4 代表者会議又は理事長が役員を解任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(業務方法書)

第二十三条 機構は、業務開始の際、業務方法書を作成し、これを総務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、総務省令で定める。

3 機構は、第一項の規定による届出をしたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

※ 参考

地方公共団体情報システム機構法

(機構処理事務特定個人情報等保護委員会の設置)

第二十七条 機構に、機構処理事務特定個人情報等保護委員会を置く。

2 機構処理事務特定個人情報等保護委員会は、理事長の諮問に応じ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第四十一条の三第一項に規定する機構処理事務特定個人情報等の保護に関する事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める意見を理事長に述べることができる。

3 機構処理事務特定個人情報等保護委員会の委員は、学識経験を有する者のうちから、理事長が任命する。

4 前二項に定めるもののほか、機構処理事務特定個人情報等保護委員会の委員の定数その他の機構処理事務特定個人情報等保護委員会に関する事項は、機構が定める。

第五章 財務及び会計

第二十八条～第三十四条 (略)

(本人確認情報保護委員会の設置)

第二十五条 機構に、本人確認情報保護委員会を置く。

2 本人確認情報保護委員会は、理事長の諮問に応じ、住民基本台帳法第三十条の七第一項の規定による通知に係る同法第三十条の六第一項に規定する本人確認情報の保護に関する事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める意見を理事長に述べることができる。

3 本人確認情報保護委員会の委員は、学識経験を有する者のうちから、理事長が任命する。

4 前二項に定めるもののほか、本人確認情報保護委員会の委員の定数その他の本人確認情報保護委員会に関する事項は、機構が定める。

(認証業務情報保護委員会の設置)

第二十六条 機構に、認証業務情報保護委員会を置く。

2 認証業務情報保護委員会は、理事長の諮問に応じ、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第四十四条第一項に規定する認証業務情報の保護に関する事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める意見を理事長に述べることができる。

3 認証業務情報保護委員会の委員は、学識経験を有する者のうちから、理事長が任命する。

4 前二項に定めるもののほか、認証業務情報保護委員会の委員の定数その他の認証業務情報保護委員会に関する事項は、機構が定める。

第五章 財務及び会計

第二十七条～第三十三条 (略)

第六章 雑則

第三十五条～第三十七条 (略)

第七章 罰則

第三十八条 第三十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

三 第十三条第三項、第十六条第四項、第二十三条第一項、第二十九条第二項又は第三十二条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 (略)

五 第二十三条第三項又は第二十九条第三項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

六 第三十一条第一項又は第二項の規定に違反して、これらの規定に規

第六章 雑則

第三十四条～第三十六条 (略)

第七章 罰則

第三十七条 第三十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第五条第二項の規定に違反して定款の変更の認可を受けなかったとき。

二 第六条第一項の規定に違反して登記をすることを怠ったとき。

三 第十三条第三項、第十六条第四項、第二十三条第一項、第二十八条第二項又は第三十一条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第二十二条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

五 第二十三条第三項又は第二十八条第三項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

六 第三十条第一項又は第二項の規定に違反して、これらの規定に規定

定する書類の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類を提出したとき。 七 <u>第三十一条第三項</u>の規定に違反して、財務諸表の公告をせず、又は同項に規定する書類を備え置かず、若しくは縦覧に供しなかったとき。 八 <u>第三十六条第二項</u>の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。 <u>第四十条</u> (略)	する書類の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類を提出したとき。 七 <u>第三十条第三項</u>の規定に違反して、財務諸表の公告をせず、又は同項に規定する書類を備え置かず、若しくは縦覧に供しなかったとき。 八 <u>第三十五条第二項</u>の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。 <u>第三十九条</u> (略)
---	--

改 正 案	現 行
目次 第一章（略） 第二章（略） 第三章（略） 第四章（略） 第一節（略） 第二節（略） 第五章（略） 第一節（略） 第二節（略） 第六章 特定個人情報情報の取扱いに関する監督等（第三十六条―第四十一条） 第六章の二 機構処理事務の実施に関する措置（第四十一条の二―第四十一条の七） 第七章 法人番号（第四十二条―第四十五条） 第八章（略） 第九章（略） 附則	目次 第一章 総則（第一条―第六条） 第二章 個人番号（第七条―第十六条） 第三章 個人番号カード（第十七条・第十八条） 第四章 特定個人情報情報の提供 第一節 特定個人情報情報の提供の制限等（第十九条・第二十条） 第二節 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報情報の提供（第二十一条―第二十五条） 第五章 特定個人情報情報の保護 第一節 特定個人情報保護評価等（第二十六条―第二十八条の四） 第二節 行政機関個人情報保護法等の特例等（第二十九条―第三十五条の二） 第六章 特定個人情報情報の取扱いに関する監督等（第三十六条―第四十一条） （新設） 第七章 法人番号（第四十二条―第四十五条） 第八章 雑則（第四十六条―第五十条） 第九章 罰則（第五十一条―第六十条） 附則

(利用範囲)

第九条 別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。第三項において同じ。）は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下同じ。）又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

3 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条若しくは第九十七条第一項、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第五十九条第一項から第三項まで、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十七条、第二十九条第三項若しくは第九十八条第一項、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九条の四の二第二項、第二十九条の二第五項若しくは第六項、第三十七条の十一の三第七項、第三十七条の十四第九項、第十三項若しくは第二十六項、第七十条の二の二第十三項若しくは第七十条の二の三第十四項、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十五条から第二百二十八条の三の二まで、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第七条又は内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法

(利用範囲)

第九条 別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。第三項において同じ。）は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下同じ。）又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

3 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条若しくは第九十七条第一項、相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第五十九条第一項から第三項まで、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十七条、第二十九条第三項若しくは第九十八条第一項、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九条の四の二第二項、第二十九条の二第五項若しくは第六項、第三十七条の十一の三第七項、第三十七条の十四第九項、第十三項若しくは第二十六項、第七十条の二の二第十三項若しくは第七十条の二の三第十四項、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十五条から第二百二十八条の三の二まで、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第七条又は内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法

律第一百十号) 第四条第一項若しくは第四条の三第一項その他の法令又は条例の規定により、別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者又は地方公共団体の長その他の執行機関による第一項又は前項に規定する事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとされた者は、当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

4 前項の規定により個人番号を利用することができることとされている者のうち所得税法第二百二十五条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる者は、激甚災害^{じん}に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五十号)第二条第一項に規定する激甚災害が発生したときその他これに準ずる場合として政令で定めるときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。

5 前各項に定めるもののほか、第十九条第十一号から第十五号までのいずれかに該当して特定個人情報の提供を受けた者は、その提供を受けた目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

(特定個人情報の提供の制限)

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

一 十一 (略)

律第一百十号) 第四条第一項若しくは第四条の三第一項その他の法令又は条例の規定により、別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者又は地方公共団体の長その他の執行機関による第一項又は前項に規定する事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとされた者は、当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

4 前項の規定により個人番号を利用することができることとされている者のうち所得税法第二百二十五条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる者は、激甚災害^{じん}に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五十号)第二条第一項に規定する激甚災害が発生したときその他これに準ずる場合として政令で定めるときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ締結した契約に基づく金銭の支払を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。

5 前各項に定めるもののほか、第十九条第十一号から第十四号までのいずれかに該当して特定個人情報の提供を受けた者は、その提供を受けた目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

(特定個人情報の提供の制限)

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

一 個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務を処理するために必要な限度で本人若しくはその代理人又は個人番号関係事務実施者に対し特定個人情報を提供するとき(個人番号利用事務実施者が、生活保護

法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第二十九条第一項、厚生年金保険法第百条の二第五項その他の政令で定める法律の規定により本人の資産又は収入の状況についての報告を求めるためにその者の個人番号を提供する場合にあつては、銀行その他の政令で定める者に対し提供するときに限る。）。

二 個人番号関係事務実施者が個人番号関係事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき（第十号に規定する場合を除く。）。

三 本人又はその代理人が個人番号利用事務等実施者に対し、当該本人の個人番号を含む特定個人情報を提供するとき。

四 機構が第十四条第二項の規定により個人番号利用事務実施者に機構保存本人確認情報を提供するとき。

五 特定個人情報の取扱いの全部若しくは一部の委託又は合併その他の事由による事業の承継に伴い特定個人情報を提供するとき。

六 住民基本台帳法第三十条の六第一項の規定その他政令で定める同法の規定により特定個人情報を提供するとき。

七 別表第二の第一欄に掲げる者（法令の規定により同表の第二欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下「情報照会者」という。）が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者（法令の規定により同表の第四欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下「情報提供者」という。）に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報（情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワーク

システムを使用して当該特定個人情報情報を提供するとき。

八 国税庁長官が都道府県知事若しくは市町村長に又は都道府県知事若しくは市町村長が国税庁長官若しくは他の都道府県知事若しくは市町村長に、地方税法第四十六条第四項若しくは第五項、第四十八条第七項、第七十二条の五十八、第三百十七条又は第三百二十五条の規定その他政令で定める同法又は国税（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第一号に規定する国税をいう。以下同じ。）に関する法律の規定により国税又は地方税に関する特定個人情報情報を提供する場合において、当該特定個人情報情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。

九 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報情報を提供するとき。

十 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第五項に規定する振替機関等（以下この号において単に「振替機関等」という。）が同条第一項に規定する社債等（以下この号において単に「社債等」という。）の発行者（これに準ずる者として政令で定めるものを含む。）又は他の振替機関等に対し、これらの者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であつて、社債等の振替を行うための口座が記録されるものを利用して、同法又は同法に基づく命令の規定により、社債等の振替を行うための口座の開設を受ける者が第九条第三項に規定する書面（所得税法第二百二十五条第一項（第一号、第二号、第八号又は第十号から第十二号までに係る部分に限る。）の規定により税務署長に提出されるものに限る。）に記載されるべき個人番号として当該口座を開設する振替機関等に告知した個人番号を含む特定個人情報情報を提供する場合にお

十二 第四十一条の七第一項の規定により求められた特定個人情報を経済大臣に提供するとき。

十三 各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第四百条第一項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）若しくは議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第一条の規定により行う審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は会計検査院の検査（第三十九条において「各議院審査等」という。）が行われるとき、その他政令で定める公益上の必要があるとき。

十四 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。

十五 その他これらに準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定めるとき。

（特定個人情報保護評価）

第二十七条 行政機関の長等は、特定個人情報ファイル（専ら当該行政機関の長等の職員又は職員であった者の人事、給与又は福利厚生に関する事項を記録するものその他の個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）を保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、個人情報保護委員会規則で定めると

いて、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。

十一 第三十八条第一項の規定により求められた特定個人情報を個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）に提供するとき。

（新設）

十二 各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第四百条第一項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）若しくは議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第一条の規定により行う審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は会計検査院の検査（第三十九条において「各議院審査等」という。）が行われるとき、その他政令で定める公益上の必要があるとき。

十三 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。

十四 その他これらに準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定めるとき。

（特定個人情報保護評価）

第二十七条 行政機関の長等は、特定個人情報ファイル（専ら当該行政機関の長等の職員又は職員であった者の人事、給与又は福利厚生に関する事項を記録するものその他の個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）を保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、個人情報保護委員会規則で定めると

ころにより、次に掲げる事項を評価した結果を記載した書面（以下この条において「評価書」という。）を公示し、広く国民の意見を求めるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、個人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

一〇四 （略）

五 特定個人情報ファイルを取り扱うために使用する電子情報処理組織の仕組み及び電子計算機処理等（電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。）その他これに伴う政令で定める措置をいう。第四十一条の三において同じ。）の方式

六・七 （略）

2〇6 （略）

ころにより、次に掲げる事項を評価した結果を記載した書面（以下この条において「評価書」という。）を公示し、広く国民の意見を求めるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、個人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

一 特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者の数

二 特定個人情報ファイルに記録されることとなる特定個人情報の量

三 行政機関の長等における過去の個人情報ファイルの取扱いの状況

四 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の概要

五 特定個人情報ファイルを取り扱うために使用する電子情報処理組織の仕組み及び電子計算機処理等（電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。）その他これに伴う政令で定める措置をいう。）の方式

六 特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を保護するための措置

七 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項
2 前項前段の場合において、行政機関の長等は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、同項前段の規定により得られた意見を十分考慮した上で評価書に必要な見直しを行った後に、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて委員会の承認を受けるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、個人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

3 委員会は、評価書の内容、第三十八条第一項の規定により得た情報その他の情報から判断して、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いが指針に適合していると認められる場合でなければ、前項の承認をしてはならない。

4 行政機関の長等は、第二項の規定により評価書について承認を受けたときは、速やかに当該評価書を公表するものとする。

5 前項の規定により評価書が公表されたときは、第二十九条第一項の規定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第十条第一項の規定による通知があつたものとみなす。

6 行政機関の長等は、評価書の公表を行っていない特定個人情報ファイルに記録された情報を第十九条第七号の規定により提供し、又は当該特定個人情報ファイルに記録されることとなる情報の提供を同号の規定により求めてはならない。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第二十八条 個人番号利用事務等実施者その他個人番号利用事務等に從事する者は、第十九条第十一号から第十五号までのいずれかに該当して特定個人情報を提供し、又はその提供を受けることができる場合を除き、個人番号利用事務等処理するために必要な範囲を超えて特定個人情報ファイルを作成してはならない。

第六章 特定個人情報の取扱いに関する監督等

(指導及び助言)

第三十六条 (略)

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第二十八条 個人番号利用事務等実施者その他個人番号利用事務等に從事する者は、第十九条第十一号から第十四号までのいずれかに該当して特定個人情報を提供し、又はその提供を受けることができる場合を除き、個人番号利用事務等処理するために必要な範囲を超えて特定個人情報ファイルを作成してはならない。

第六章 特定個人情報の取扱いに関する監督等

(指導及び助言)

第三十六条 委員会は、この法律の施行に必要な限度において、個人番号利用事務等実施者に対し、特定個人情報の取扱いに関し、必要な指導及び助言をすることができる。この場合において、特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要があると認めるときは、当該特定個人情報と共に管理されている特定個人情報以外の個人情報の取扱いに関し、併

(適用除外)

第三十九条 前三条の規定は、各議院審査等が行われる場合又は第十九条第十三号の政令で定める場合のうち各議院審査等に準ずるものとして政令で定める手続が行われる場合における特定個人情報提供及び提供を受け、又は取得した特定個人情報の取扱いについては、適用しない。

(内閣総理大臣に対する意見の申出)

第四十一条 (略)

第六章の二 機構処理事務の実施に関する措置

(機構処理事務管理規程)

第四十一条の二 機構は、この法律の規定により機構が処理する事務(以下「機構処理事務」という。)の実施に関し総務省令で定める事項について機構処理事務管理規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の規定により認可をした機構処理事務管理規程が機構処理事務の適正かつ確実な実施上不適當となつたと認めるときは、機構に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

せて指導及び助言をすることができる。

(適用除外)

第三十九条 前三条の規定は、各議院審査等が行われる場合又は第十九条第十二号の政令で定める場合のうち各議院審査等に準ずるものとして政令で定める手続が行われる場合における特定個人情報の提供及び提供を受け、又は取得した特定個人情報の取扱いについては、適用しない。

(内閣総理大臣に対する意見の申出)

第四十一条 委員会は、内閣総理大臣に対し、その所掌事務の遂行を通じて得られた特定個人情報の保護に関する施策の改善についての意見を述べることができる。

(新設)

※ 参考

住民基本台帳法

(本人確認情報管理規程)

第三十条の十七 機構は、この法律の規定により機構が処理することとされている事務(以下「本人確認情報処理事務」という。)の実施に関し総務省令で定める事項について本人確認情報管理規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の規定により認可をした本人確認情報管理規程が本人確認情報処理事務の適正かつ確実な実施上不適當となつたと認めるときは、機構に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

公的個人認証法

(認証事務管理規程)

第三十九条 機構は、この法律の規定により機構が行う認証業務の実施に関する事務（以下「認証事務」という。）に関し総務省令で定める事項について認証事務管理規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の規定により認可をした認証事務管理規程が認証事務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、機構に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

※ 参考

住民基本台帳法

(本人確認情報の安全確保)

第三十条の二十四 都道府県知事は、第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等（電子計算機処理又は情報の入力のための準備作業若しくは磁気ディスクの保管をいう。以下同じ。）を行うに当たっては、当該本人確認情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の当該本人確認情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 機構は、第三十条の七第一項の規定に係る本人確認情報の電子計算機処理等を行うに当たっては、当該本人確認情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の当該本人確認情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前二項の規定は、都道府県知事又は機構から第三十条の六第一項又は第三十条の七第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機

(機構処理事務特定個人情報等の安全確保)

第四十一条の三 機構は、機構処理事務において取り扱う特定個人情報その他の総務省令で定める情報（以下この条において「機構処理事務特定個人情報等」という。）の電子計算機処理等を行うに当たっては、機構処理事務特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の機構処理事務特定個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、機構から機構処理事務特定個人情報等の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

公的個人認証法

（認証業務情報の安全確保）

第四十四条 機構が署名用電子証明書発行記録、署名用電子証明書失効情報及び署名用電子証明書失効情報ファイル並びに利用者証明用電子証明書発行記録、利用者証明用電子証明書失効情報及び利用者証明用電子証明書失効情報ファイル（以下「認証業務情報」という。）の電子計算機処理等を行うに当たっては、機構は、当該認証業務情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の当該認証業務情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、機構から認証業務情報の電子計算機処理等の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

番号利用法

（個人番号利用事務実施者等の責務）

第十二条 個人番号利用事務実施者及び個人番号関係事務実施者（以下「個人番号利用事務等実施者」という。）は、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（秘密の管理）

第二十四条 総務大臣並びに情報照会者及び情報提供者は、情報提供等事務（第十九条第七号の規定による特定個人情報情報の提供の求め又は提供に

(帳簿の備付け)

第四十一条の四 機構は、総務省令で定めるところにより、機構処理事務に関する事項で総務省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

(報告書の公表)

第四十一条の五 機構は、毎年少なくとも一回、機構処理事務の実施の状況について、総務省令で定めるところにより、報告書を作成し、これを公表しなければならない。

関する事務をいう。以下この条及び次条において同じ。）に関する秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために、情報提供ネットワークシステム並びに情報照会者及び情報提供者が情報提供等事務に使用する電子計算機の安全性及び信頼性を確保することその他の必要な措置を講じなければならない。

※ 参考

住民基本台帳法

(帳簿の備付け)

第三十条の十八 機構は、総務省令で定めるところにより、本人確認情報処理事務に関する事項で総務省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

公的個人認証法

(帳簿の備付け)

第四十条 機構は、総務省令で定めるところにより、認証事務に関する事項で総務省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

※ 参考

住民基本台帳法

(報告書の公表)

第三十条の十六 機構は、毎年少なくとも一回、第三十条の九及び第三十条の九の二の規定による機構保存本人確認情報及び住民票コードの提供の状況について、総務省令で定めるところにより、報告書を作成し、こ

れを公表しなければならない。

公的個人認証法

(報告書の公表)

第四十一条 機構は、毎年少なくとも一回、第十八条第一項から第三項までの規定による保存期間に係る署名用電子証明書失効情報、保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイル及び対応証明書の発行の番号の提供の状況並びに第三十七条第一項及び第二項の規定による保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報及び保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報ファイルの提供の状況について、総務省令で定めるところにより、報告書を作成し、これを公表するものとする。

※ 参考

住民基本台帳法

(監督命令等)

第三十条の十九 総務大臣は、本人確認情報処理事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、本人確認情報処理事務の実施に関し監督上必要な命令をすることができる。

公的個人認証法

(監督命令)

第四十二条 総務大臣は、認証事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、認証事務の実施に関し監督上必要な命令をすることができる。

番号利用法

(監督命令)

第四十一条の六 総務大臣は、機構処理事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、機構処理事務の実施に関し監督上必要な命令をすることができる。

(勧告及び命令)

第三十七条 委員会は、特定個人情報の取扱いに関して法令の規定に違反する行為が行われた場合において、特定個人情報の適正な取扱いの確保のために必要があると認めるときは、当該違反行為をした者に対し、期限を定めて、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 委員会は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 委員会は、前二項の規定にかかわらず、特定個人情報の取扱いに関して法令の規定に違反する行為が行われた場合において、個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該違反行為をした者に対し、期限を定めて、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

※ 参考

番号利用法

(報告及び立入検査)

第三十八条 委員会は、この法律の施行に必要な限度において、特定個人情報を取り扱う者その他の関係者に対し、特定個人情報の取扱いに関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該特定個人情報を取り扱う者その他の関係者の事務所その他必要な場所に立ち入らせ、特定個人情報の取扱いに関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携

(報告及び立入検査)

第四十一条の七 総務大臣は、機構処理事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、機構処理事務の実施の状況に関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、機構の事務所に立ち入らせ、機構処理事務の実施の状況に関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第三十八条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

住民基本台帳法

(報告及び立入検査)

第三十条の二十 総務大臣は、本人確認情報処理事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、本人確認情報処理事務の実施の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、機構の事務所に立ち入り、本人確認情報処理事務の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

公的個人認証法

(報告及び立入検査)

第四十三条 総務大臣は、認証事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、認証事務の実施の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、機構の事務所に立ち入り、認証事務の実施の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められた

ものと解釈してはならない。

※ 参考

住民基本台帳法

第四十七条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした機構の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十条の十八の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。
- 二 第三十条の二十第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

公的個人認証法

第七十六条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした機構の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四十条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。
- 二 第四十三条第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

番号利用法

第五十七条 第三十八条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該

第五十八条の二 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした機構の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四十一条の四の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。
- 二 第四十一条の七第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

改 正 案	現 行
（本人確認情報の利用） 第三十条の十五（略） 2・3 （略）	（本人確認情報の利用） 第三十条の十五 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、都道府県知事保存本人確認情報（住民票コードを除く。次項において同じ。）を利用することができる。ただし、個人番号については、当該都道府県知事が番号利用法第九条第一項又は第二項の規定により個人番号を利用することができるときに限り、利用することができるものとする。 一 別表第五に掲げる事務を遂行するとき。 二 条例で定める事務を遂行するとき。 三 本人確認情報の利用につき当該本人確認情報に係る本人が同意した事務を遂行するとき。 四 統計資料の作成を行うとき。 2 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一号に掲げる場合にあっては政令で定めるところにより、第二号に掲げる場合にあっては条例で定めるところにより、都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関に対し、都道府県知事保存本人確認情報を提供するものとする。ただし、個人番号については、当該都道府県の執行機関が番号利用法第九条第一項又は第二項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。 一 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて別表第六の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めが

4 機構は、機構保存本人確認情報を、番号利用法第八条第二項の規定による事務その他の番号利用法第四十一条の二第一項に規定する機構処理事務のうち総務省令で定めるものに利用することができる。

あつたとき。

二 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて条例で定めるものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたとき。

3 機構は、機構保存本人確認情報（個人番号を除く。）を、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第八条、第十二条、第十三条、第十八条第三項、第二十七条、第三十条、第三十一条及び第三十四条第二項の規定による事務に利用することができる。

4 機構は、機構保存本人確認情報を、番号利用法第八条第二項の規定による事務に利用することができる。

改 正 案	現 行
第五条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を次のように改正する。 目次中「第三十五条の二」を「第三十一条の二」に、「第三十六条―第四十一条」を「第三十二条―第三十七条」に、「第四十一条の二―第四十一条の七」を「第三十七条の二―第三十七条の七」に、「第四十二条―第四十五条」を「第三十八条―第四十一条」に、「第四十六条―第五十条」を「第四十二条―第四十六条」に、「第五十一条―第六十条」を「第四十七条―第五十六条」に改める。 第二条第四項中「第二条第二項」を「第二条第四項」に改め、同条第八項中「第五十一条」を「第四十七条」に改め、同条第十五項中「第四十二条第一項」を「第三十八条第一項」に改める。 第十四条第二項中「第五十一条」を「第四十七条」に改める。 第十九条第十一号中「第三十八条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同条第十二号中「第四十一条の七第一項」を「第三十七条の七第一項」に改め、同条第十三号中「第三十九条」を「第三十五条」に改める。 第二十七条第一項第五号中「第四十一条の三」を「第三十七条の三」に改め、同条第三項中「第三十八条第一項」を「第三十四条第一項」に改める。 第二十八条の二中「第三十五条の二」を「第三十一条の二」に改め	第五条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を次のように改正する。 目次中「第三十五条の二」を「第三十一条の二」に、「第三十六条―第四十一条」を「第三十二条―第三十七条」に、「第四十二条―第四十五条」を「第三十八条―第四十一条」に、「第四十六条―第五十条」を「第四十二条―第四十六条」に、「第五十一条―第六十条」を「第四十七条―第五十六条」に改める。 第二条第四項中「第二条第二項」を「第二条第四項」に改め、同条第八項中「第五十一条」を「第四十七条」に改め、同条第十五項中「第四十二条第一項」を「第三十八条第一項」に改める。 第十四条第二項中「第五十一条」を「第四十七条」に改める。 第十九条第十一号中「第三十八条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同条第十二号中「第三十九条」を「第三十五条」に改める。 第二十七条第三項中「第三十八条第一項」を「第三十四条第一項」に改める。 第二十八条の二中「第三十五条の二」を「第三十一条の二」に改め

る。

第二十九条第三項中「第二条第三項」を「第二条第五項」に、「保有する」を「保有し、又は保有しようとする」に、「並びに第二十三条」を「、第十七条第二項並びに第二十三条から第二十六条まで」に改め、同項の表第二十七条第二項の項中「第二十七条第二項」を「第三十条第三項」に改め、「第二十三条第一項」の下に「又は第二十四条」を加える。

第三十一条中「個人番号取扱事業者（特定個人情報ファイルを事業の用に供している個人番号利用事務等実施者であつて、国の機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人以外のものをいう。以下この節において同じ。）を「個人情報保護法第二条第五項に規定する個人情報取扱事業者」に改める。

第三十二条の前の見出し及び同条から第三十五条までを削り、第三十五条の二を第三十一条の二とする。

第三十六条中「場合において、」の下に「行政機関、地方公共団体、独立行政法人等又は地方独立行政法人における」を加え、第六章中同条を第三十二条とし、第三十七条を第三十三条とし、第三十八条から第四十一条までを四条ずつ繰り上げる。

第六章の二中第四十一条の二を第三十七条の二とし、第四十一条の三を第三十七条の三とし、第四十一条の四を第三十七条の四とし、第四十一条の五を第三十七条の五とし、第四十一条の六を第三十七条の六とする。

第四十一条の七第二項中「第三十八条第二項」を「第三十四条第二項」に改め、同条を第三十七条の七とする。

第七章中第四十二条を第三十八条とする。

第四十三条第一項中「第四十五条」を「第四十一条」に改め、同条

る。

第二十九条第三項中「第二条第三項」を「第二条第五項」に、「保有する」を「保有し、又は保有しようとする」に、「並びに第二十三条」を「、第十七条第二項並びに第二十三条から第二十六条まで」に改め、同項の表第二十七条第二項の項中「第二十七条第二項」を「第三十条第三項」に改め、「第二十三条第一項」の下に「又は第二十四条」を加える。

第三十一条中「個人番号取扱事業者（特定個人情報ファイルを事業の用に供している個人番号利用事務等実施者であつて、国の機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人以外のものをいう。以下この節において同じ。）を「個人情報保護法第二条第五項に規定する個人情報取扱事業者」に改める。

第三十二条の前の見出し及び同条から第三十五条までを削り、第三十五条の二を第三十一条の二とする。

第三十六条中「場合において、」の下に「行政機関、地方公共団体、独立行政法人等又は地方独立行政法人における」を加え、第六章中同条を第三十二条とし、第三十七条を第三十三条とし、第三十八条から第四十一条までを四条ずつ繰り上げる。

（新設）

第七章中第四十二条を第三十八条とする。

第四十三条第一項中「第四十五条」を「第四十一条」に改め、同条

を第三十九条とする。

第四十四条中「第四十二条第一項」を「第三十八条第一項」に改め、同条を第四十条とし、第四十五条を第四十一条とする。

第八章中第四十六条を第四十二条とし、第四十七条から第五十条までを四条ずつ繰り上げる。

第九章中第五十一条を第四十七条とし、第五十二条から第五十五条までを四条ずつ繰り上げる。

第五十六条中「第三十七条第二項」を「第三十三条第二項」に改め、同条を第五十二条とする。

第五十七条中「第三十八条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同条を第五十三条とし、第五十八条を第五十四条とする。

第五十八条の二第一号中「第四十一条の四」を「第三十七条の四」に改め、同条第二号中「第四十一条の七第一項」を「第三十七条の七第一項」に改め、同条を第五十四条の二とする。

第五十九条中「第五十一条から第五十五条まで」を「第四十七条から第五十一条まで」に改め、同条を第五十五条とする。

第六十条第一項中「第五十一条、第五十二条、第五十四条又は第五十六条から第五十八条まで」を「第四十七条、第四十八条、第五十条又は第五十二条から第五十四条まで」に改め、同条を第五十六条とする。

第六条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第二十五条」を「第二十六条」に、「第二十六条―第二十八条の四」を「第二十七条―第二十九条の四」に、「第二十九条―第三十一条の二」を「第三十条―第三十二条の二」に、「第三十二条―

を第三十九条とする。

第四十四条中「第四十二条第一項」を「第三十八条第一項」に改め、同条を第四十条とし、第四十五条を第四十一条とする。

第八章中第四十六条を第四十二条とし、第四十七条から第五十条までを四条ずつ繰り上げる。

第九章中第五十一条を第四十七条とし、第五十二条から第五十五条までを四条ずつ繰り上げる。

第五十六条中「第三十七条第二項」を「第三十三条第二項」に改め、同条を第五十二条とする。

第五十七条中「第三十八条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同条を第五十三条とし、第五十八条を第五十四条とする。

(新設)

第五十九条中「第五十一条から第五十五条まで」を「第四十七条から第五十一条まで」に改め、同条を第五十五条とする。

第六十条第一項中「第五十一条、第五十二条、第五十四条又は第五十六条から第五十八条まで」を「第四十七条、第四十八条、第五十条又は第五十二条から第五十四条まで」に改め、同条を第五十六条とする。

第六条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第二十五条」を「第二十六条」に、「第二十六条―第二十八条の四」を「第二十七条―第二十九条の四」に、「第二十九条―第三十一条の二」を「第三十条―第三十二条の二」に、「第三十二条―

第三十七条」を「第三十三条―第三十八条」に、「第三十七条の二―第三十七条の七」を「第三十八条の二―第三十八条の七」に、「第三十八条―第四十一条」を「第三十九条―第四十二条」に、「第四十二条―第四十六条」を「第四十三条―第四十七条」に、「第四十七条―第五十六条」を「第四十八条―第五十七条」に改める。

第二条第八項中「第四十七条」を「第四十八条」に改め、同条第十四項中「情報提供者」の下に「並びに同条第八号に規定する条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者」を、「行われる第十九条第七号」の下に「又は第八号」を加え、同条第十五項中「第三十八条第一項」を「第三十九条第一項」に改める。

第九条第五項中「第十九条第十一号から第十五号まで」を「第十九条第十二号から第十六号まで」に改める。

第十四条第二項中「第四十七条」を「第四十八条」に改める。

第十九条第一号中「とき」の下に「（個人番号利用事務実施者が、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第二十九条第一項、厚生年金保険法第百条の二第五項その他の政令で定める法律の規定により本人の資産又は収入の状況についての報告を求めるためにその者の個人番号を提供する場合にあつては、銀行その他の政令で定める者に対し提供するときに限る。）」を加え、同条第二号中「第十号」を「第十一号」に改め、同条中第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、同条第十三号中「第三十五条」を「第三十六条」に改め、同号を同条第十四号とし、同条第十二号中「第三十七条の七第一項」を「第三十八条の七第一項」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第十一号中「第三十四条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同号を同条第十二号とし、同条中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

第三十七条」を「第三十三条―第三十八条」に、「第三十八条―第四十一条」を「第三十九条―第四十二条」に、「第四十二条―第四十六条」を「第四十三条―第四十七条」に、「第四十七条―第五十六条」を「第四十八条―第五十七条」に改める。

第二条第八項中「第四十七条」を「第四十八条」に改め、同条第十四項中「情報提供者」の下に「並びに同条第八号に規定する条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者」を、「行われる第十九条第七号」の下に「又は第八号」を加え、同条第十五項中「第三十八条第一項」を「第三十九条第一項」に改める。

第九条第五項中「第十九条第十一号から第十四号まで」を「第十九条第十二号から第十五号まで」に改める。

第十四条第二項中「第四十七条」を「第四十八条」に改める。

第十九条第一号中「とき」の下に「（個人番号利用事務実施者が、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第二十九条第一項、厚生年金保険法第百条の二第五項その他の政令で定める法律の規定により本人の資産又は収入の状況についての報告を求めるためにその者の個人番号を提供する場合にあつては、銀行その他の政令で定める者に対し提供するときに限る。）」を加え、同条第二号中「第十号」を「第十一号」に改め、同条中第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、同条第十二号中「第三十五条」を「第三十六条」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第十一号中「第三十四条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同号を同条第十二号とし、同条中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 条例事務関係情報照会者（第九条第二項の規定に基づき条例で

定める事務のうち別表第二の第二欄に掲げる事務に準じて迅速に特定個人情報提供を受けることによつて効率化を図るべきものとして個人情報保護委員会規則で定めるものを処理する地方公共団体の長その他の執行機関であつて個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。第二十六条において同じ。）が、政令で定めるところにより、条例事務関係情報提供者（当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定める個人番号利用事務実施者をいう。以下この号及び同条において同じ。）に対し、当該事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報であつて当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定めるもの（条例事務関係情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該条例事務関係情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報提供するとき。

第二十一条第二項第二号中「第二十七条」を「第二十八条」に改める。

第二十三条第二項第一号中「第三十条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同項第三号中「第三十条第三項」を「第三十一条第三項」に改め、同項第四号中「第三十条第四項」を「第三十一条第四項」に改める。

第五十六条第一項中「第四十七条、第四十八条、第五十条又は第五十二条から第五十四条まで」を「第四十八条、第四十九条、第五十一条又は第五十三条から第五十五条まで」に改め、同条を第五十七条とする。

第五十五条中「第四十七条から第五十一条まで」を「第四十八条か

八 条例事務関係情報照会者（第九条第二項の規定に基づき条例で

定める事務のうち別表第二の第二欄に掲げる事務に準じて迅速に特定個人情報提供を受けることによつて効率化を図るべきものとして個人情報保護委員会規則で定めるものを処理する地方公共団体の長その他の執行機関であつて個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。第二十六条において同じ。）が、政令で定めるところにより、条例事務関係情報提供者（当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定める個人番号利用事務実施者をいう。以下この号及び同条において同じ。）に対し、当該事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報であつて当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定めるもの（条例事務関係情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該条例事務関係情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報提供するとき。

第二十一条第二項第二号中「第二十七条」を「第二十八条」に改める。

第二十三条第二項第一号中「第三十条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同項第三号中「第三十条第三項」を「第三十一条第三項」に改め、同項第四号中「第三十条第四項」を「第三十一条第四項」に改める。

第五十六条第一項中「第四十七条、第四十八条、第五十条又は第五十二条から第五十四条まで」を「第四十八条、第四十九条、第五十一条又は第五十三条から第五十五条まで」に改め、同条を第五十七条とする。

第五十五条中「第四十七条から第五十一条まで」を「第四十八条か

ら第五十二条まで」に改め、同条を第五十六条とする。

第五十四条の二第一号中「第三十七条の四」を「第三十八条の四」に改め、同条第二号中「第三十七条の七第一項」を「第三十八条の七第一項」に改め、同条を第五十五条の二とし、第五十四条を第五十五条とする。

第五十三条中「第三十四条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同条を第五十四条とする。

第五十二条中「第三十三条第二項」を「第三十四条第二項」に改め、同条を第五十三条とし、第五十一条を第五十二条とし、第五十条を第五十一条とする。

第四十九条中「第二十五条」の下に「(第二十六条において準用する場合を含む。)」を加え、同条を第五十条とし、第四十八条を第四十九条とし、第四十七条を第四十八条とする。

第八章中第四十六条を第四十七条とし、第四十二条から第四十五条までを一条ずつ繰り下げる。

第七章中第四十一条を第四十二条とする。

第四十条中「第三十八条第一項」を「第三十九条第一項」に改め、同条を第四十一条とする。

第三十九条第一項中「第四十一条」を「第四十二条」に改め、同条を第四十条とし、第三十八条を第三十九条とする。

第三十七条の七第二項中「第三十四条第二項」を「第三十五条第二項」に改め、第六章の二中同条を第三十八条の七とし、第三十七条の六を第三十八条の六とし、第三十七条の五を第三十八条の五とし、第三十七条の四を第三十八条の四とし、第三十七条の三を第三十八条の三とし、第三十七条の二を第三十八条の二とする。

ら第五十二条まで」に改め、同条を第五十六条とし、第五十四条を第五十五条とする。

(新設)

第五十三条中「第三十四条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同条を第五十四条とする。

第五十二条中「第三十三条第二項」を「第三十四条第二項」に改め、同条を第五十三条とし、第五十一条を第五十二条とし、第五十条を第五十一条とする。

第四十九条中「第二十五条」の下に「(第二十六条において準用する場合を含む。)」を加え、同条を第五十条とし、第四十八条を第四十九条とし、第四十七条を第四十八条とする。

第八章中第四十六条を第四十七条とし、第四十二条から第四十五条までを一条ずつ繰り下げる。

第七章中第四十一条を第四十二条とする。

第四十条中「第三十八条第一項」を「第三十九条第一項」に改め、同条を第四十一条とする。

第三十九条第一項中「第四十一条」を「第四十二条」に改め、同条を第四十条とし、第三十八条を第三十九条とする。

(新設)

第六章中第三十七条を第三十八条とし、第三十六条を第三十七条とする。

第三十五条中「第十九条第十三号」を「第十九条第十四号」に改め、同条を第三十六条とし、第三十四条を第三十五条とし、第三十三条を第三十四条とし、第三十二条を第三十三条とする。

第五章第二節中第三十一条の二を第三十二条の二とし、第三十一条を第三十二条とする。

第三十条第一項の表第三十五条の項中「又は」を「若しくは」に改め、「情報提供者」の下に「又は同条第八号に規定する条例事務関係情報照会者」を、「第二項」の下に「（これらの規定を同法第二十六条において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二項中「する第二十三条第三項」の下に「（第二十六条において準用する場合を含む。）」を加え、同項の表第三十五条の項中「第二十三条第三項」の下に「（同法第二十六条において準用する場合を含む。）」を、「情報提供者」の下に「又は同条第八号に規定する条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者」を加え、同条第三項の表第二十六条第二項の項中「第三十条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同表第三十五条の項中「又は」を「若しくは」に改め、「情報提供者」の下に「又は同条第八号に規定する条例事務関係情報照会者」を、「第二項」の下に「（これらの規定を同法第二十六条において準用する場合を含む。）」を加え、同条第四項の表第二十六条第一項の項中「第二項」の下に「（これらの規定を同法第二十六条において準用する場合を含む。）第三十五条において同じ。」を加え、同表第三十五条の項中「又は」を「若しくは」に改め、「情報提供者」の下に「又は同条第八号に規定する条例事務関係情報照会者」を加え、同条を第三十一条とする。

第六章中第三十七条を第三十八条とし、第三十六条を第三十七条とする。

第三十五条中「第十九条第十二号」を「第十九条第十三号」に改め、同条を第三十六条とし、第三十四条を第三十五条とし、第三十三条を第三十四条とし、第三十二条を第三十三条とする。

第五章第二節中第三十一条の二を第三十二条の二とし、第三十一条を第三十二条とする。

第三十条第一項の表第三十五条の項中「又は」を「若しくは」に改め、「情報提供者」の下に「又は同条第八号に規定する条例事務関係情報照会者」を、「第二項」の下に「（これらの規定を同法第二十六条において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二項中「する第二十三条第三項」の下に「（第二十六条において準用する場合を含む。）」を加え、同項の表第三十五条の項中「第二十三条第三項」の下に「（同法第二十六条において準用する場合を含む。）」を、「情報提供者」の下に「又は同条第八号に規定する条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者」を加え、同条第三項の表第二十六条第二項の項中「第三十条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同表第三十五条の項中「又は」を「若しくは」に改め、「情報提供者」の下に「又は同条第八号に規定する条例事務関係情報照会者」を、「第二項」の下に「（これらの規定を同法第二十六条において準用する場合を含む。）」を加え、同条第四項の表第二十六条第一項の項中「第二項」の下に「（これらの規定を同法第二十六条において準用する場合を含む。）第三十五条において同じ。」を加え、同表第三十五条の項中「又は」を「若しくは」に改め、「情報提供者」の下に「又は同条第八号に規定する条例事務関係情報照会者」を加え、同条を第三十一条とする。

第二十九条第一項中「第二十三条」の下に「(第二十六条において準用する場合を含む。)」を加え、同項の表第三十六条第一項第一号の項中「第二十九条第一項」を「第三十条第一項」に、「第二十八条」を「第二十九条」に改め、同条第二項中「第二十三条第一項及び第二項」の下に「(これらの規定を第二十六条において準用する場合を含む。以下同じ。)」を加え、同項の表第二十六条第二項の項中「第二十九条第一項」を「第三十条第一項」に改め、同表第三十六条第一項第一号の項中「第二十九条第二項」を「第三十条第二項」に、「第二十八条」を「第二十九条」に改め、同条を第三十条とする。

第五章第一節中第二十八条の四を第二十九条の四とし、第二十八条の三を第二十九条の三とする。

第二十八条の二中「第三十一条の二」を「第三十二条の二」に改め、同条を第二十九条の二とする。

第二十八条中「第十九条第十一号から第十五号まで」を「第十九条第十二号から第十六号まで」に改め、同条を第二十九条とする。

第二十七条第一項第五号中「第三十七条の三」を「第三十八条の三」に改め、同条第三項中「第三十四条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同条第五項中「第二十九条第一項」を「第三十条第一項」に改め、同条第六項中「第十九条第七号」の下に「若しくは第八号」を加え、「同号」を「これら」に改め、同条を第二十八条とし、第二十六条を第二十七条とする。

第四章第二節中第二十五条の次に次の一条を加える。

(第十九条第八号の規定による特定個人情報提供)

第二十六条 第二十一条(第一項を除く。)から前条までの規定は、第十九条第八号の規定による条例事務関係情報照会者による特定個人情報提供の求め及び条例事務関係情報提供者による特定個人情報

第二十九条第一項中「第二十三条」の下に「(第二十六条において準用する場合を含む。)」を加え、同項の表第三十六条第一項第一号の項中「第二十九条第一項」を「第三十条第一項」に、「第二十八条」を「第二十九条」に改め、同条第二項中「第二十三条第一項及び第二項」の下に「(これらの規定を第二十六条において準用する場合を含む。以下同じ。)」を加え、同項の表第二十六条第二項の項中「第二十九条第一項」を「第三十条第一項」に改め、同表第三十六条第一項第一号の項中「第二十九条第二項」を「第三十条第二項」に、「第二十八条」を「第二十九条」に改め、同条を第三十条とする。

第五章第一節中第二十八条の四を第二十九条の四とし、第二十八条の三を第二十九条の三とする。

第二十八条の二中「第三十一条の二」を「第三十二条の二」に改め、同条を第二十九条の二とする。

第二十八条中「第十九条第十一号から第十四号まで」を「第十九条第十二号から第十五号まで」に改め、同条を第二十九条とする。

第二十七条第三項中「第三十四条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同条第五項中「第二十九条第一項」を「第三十条第一項」に改め、同条第六項中「第十九条第七号」の下に「若しくは第八号」を加え、「同号」を「これら」に改め、同条を第二十八条とし、第二十六条を第二十七条とする。

第四章第二節中第二十五条の次に次の一条を加える。

(第十九条第八号の規定による特定個人情報提供)

第二十六条 第二十一条(第一項を除く。)から前条までの規定は、第十九条第八号の規定による条例事務関係情報照会者による特定個人情報提供の求め及び条例事務関係情報提供者による特定個人情報

報の提供について準用する。この場合において、第二十一条第二項第一号中「別表第二に掲げる」とあるのは「第十九条第八号の個人情報保護委員会規則で定める」と、第二十二条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、第十九条第八号の規定により提供することができる特定個人情報情報の範囲が条例により限定されている地方公共団体の長その他の執行機関が、個人情報保護委員会規則で定めるところによりあらかじめその旨を委員会に申し出た場合において、当該提供の求めに係る特定個人情報情報が当該限定された特定個人情報情報の範囲に含まれないときは、この限りでない」と、同条第二項中「法令」とあるのは「条例」と、第二十四条中「情報提供等事務（第十九条第七号）」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務（第十九条第八号）」と、「情報提供等事務に」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務に」と、前条中「情報提供等事務」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務」と読み替えるものとする。

附則第三条の二に次の一項を加える。

- 2 日本年金機構は、第十九条第七号及び第八号の規定にかかわらず、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から平成二十九年十一月三十日までの間において政令で定める日までの間においては、情報照会者及び情報提供者並びに条例事務関係情報提供者に該当しないものとする。

（別表改正略）

附 則

（施行期日）

報の提供について準用する。この場合において、第二十一条第二項第一号中「別表第二に掲げる」とあるのは「第十九条第八号の個人情報保護委員会規則で定める」と、第二十二条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、第十九条第八号の規定により提供することができる特定個人情報情報の範囲が条例により限定されている地方公共団体の長その他の執行機関が、個人情報保護委員会規則で定めるところによりあらかじめその旨を委員会に申し出た場合において、当該提供の求めに係る特定個人情報情報が当該限定された特定個人情報情報の範囲に含まれないときは、この限りでない」と、同条第二項中「法令」とあるのは「条例」と、第二十四条中「情報提供等事務（第十九条第七号）」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務（第十九条第八号）」と、「情報提供等事務に」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務に」と、前条中「情報提供等事務」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務」と読み替えるものとする。

附則第三条の二に次の一項を加える。

- 2 日本年金機構は、第十九条第七号及び第八号の規定にかかわらず、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から平成二十九年十一月三十日までの間において政令で定める日までの間においては、情報照会者及び情報提供者並びに条例事務関係情報提供者に該当しないものとする。

（別表改正略）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条第二項、第十条及び第十二条の規定 公布の日

二 第一条及び第四条並びに附則第五条、第六条、第七条第一項及び第三項、第八条、第九条、第十三条、第二十二條、第二十五条から第二十七条まで、第三十条、第三十二條、第三十四條並びに第三十七條の規定 平成二十八年一月一日

三 第六条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）第十九条第一号及び別表第一の改正規定に限る。）並びに附則第十五条、第十六条、第十九条及び第二十九条の規定 番号利用法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

四 次条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

五 第三条及び第六条（番号利用法第十九条第一号及び別表第一の改正規定を除く。）並びに附則第十九条の三、第二十四條、第二十九條の三及び第三十六條の規定 番号利用法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日

六 第七条並びに附則第十四條、第十七条及び第二十條の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条第二項、第十条及び第十二条の規定 公布の日

二 第一条及び第四条並びに附則第五条、第六条、第七条第一項及び第三項、第八条、第九条、第十三条、第二十二條、第二十五条から第二十七条まで、第三十条、第三十二條、第三十四條並びに第三十七條の規定 平成二十八年一月一日

三 第六条（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）第十九条第一号及び別表第一の改正規定に限る。）並びに附則第十五条、第十六条、第十九条及び第二十九条の規定 番号利用法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

四 次条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

五 第三条及び第六条（番号利用法第十九条第一号及び別表第一の改正規定を除く。）並びに附則第二十四條及び第三十六條の規定 番号利用法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日

六 第七条並びに附則第十四條、第十七条及び第二十條の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（住民基本台帳法の一部改正）

第十九条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第三十条の十第一項中「（第一号）」の下に「及び第二号」を加え、

第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関から番号利用法第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務の処理に関し求めがあつたとき。

第三十条の十第二項中「第二号」を「第三号」に改める。

第三十条の十一第一項中「（第一号）」の下に「及び第二号」を加え、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関から番号利用法第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務の処理に関し求めがあつたとき。

第三十条の十一第二項中「第二号」を「第三号」に改める。

第三十条の十二第一項中「（第一号）」の下に「及び第二号」を加え、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関から番号利用法第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務の処理に関し求めがあつたとき。

第三十条の十二第二項中「第二号」を「第三号」に改める。

第三十条の十三第一項中「住民票コード」の下に「及び個人番号」を加え、ただし書を削り、同条第二項ただし書及び第三項ただし書を削る。

第三十条の十四中「住民票コード」の下に「及び個人番号」を加え、ただし書を削る。

別表第一の十九の項中「退職等年金給付」の下に「の支給若しくは同法第百十二条第一項若しくは第百十二条の二の福祉事業の実施」を加え、「又は」を「の支給又は」に改め、同表の四十一の四の項中「短期給付」の下に「の支給又は同法第九十八条第一項の福祉事業の実

施」を加え、同表の四十二の項中「退職等年金給付」及び「第三条の年金である給付」の下に「の支給」を加え、同表の四十八の項中「退職等年金給付」の下に「の支給若しくは同法第二十六条第一項若しくは第二項の福祉事業の実施」を加え、同表の六十六の項中「による」の下に「同法第五条第三号の職業紹介若しくは同法第五号の職業指導、」を加え、同表の七十一の二の項中「認定」の下に「又は同法第十条の就職支援計画の作成若しくは同法第十二条の就職支援措置の実施」を加え、同表の七十二の二の項中「支給」の下に「、同法第百五十条第一項の保健事業若しくは同法第二項の福祉事業の実施」を加え、同表の七十三の項中「の保険給付の支給」の下に「、同法第百十一条第一項の保健事業若しくは同法第二項の福祉事業の実施」を加え、同表の七十三の二の項中「又は同法」を「、同法」に改め、「徴収」の下に「又は同法第八十二条第一項の保健事業の実施」を加え、同表の七十八の三の項及び七十八の七の項中「第三条第一項」を「第三条」に改める。

別表第二の五の二十五の項中「又は同法」を「、同法」に改め、「徴収」の下に「又は同法第八十二条第一項の保健事業の実施」を加え、同表の五の二十六の項中「又は同法」を「、同法」に改め、「徴収」の下に「又は同法第百二十五条第一項の保健事業の実施」を加え、同表の五の三十一の項及び五の三十四の項中「第三条第一項」を「第三条」に改め、同表の八の二の項の次に次のように加える。

八の三 市町 村長	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）による同法第十八条第二項の賃貸住宅の管理に関する事務であつて総務省令で定めるもの
--------------	---

別表第三の七の十六の項及び七の二十の項中「第三条第一項」を「

第三条」に改め、同表の二十三の二の項の次に次のように加える。

二十三の三 都道府県知 事	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に よる同法第十八条第二項の賃貸住宅の管理に関 する事務であつて総務省令で定めるもの
---------------------	--

別表第四の四の二十五の項中「又は同法」を「同法」に改め、「徴収」の下に「又は同法第八十二条第一項の保健事業の実施」を加え、同表の四の二十六の項中「又は同法」を「同法」に改め、「徴収」の下に「又は同法第二百五条第一項の保健事業の実施」を加え、同表の四の三十一の項及び四の三十四の項中「第三条第一項」を「第三条」に改め、同表の七の二の項の次に次のように加える。

七の三 市町 村長	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に よる同法第十八条第二項の賃貸住宅の管理に関 する事務であつて総務省令で定めるもの
--------------	--

別表第五第十号の六及び第十号の十中「第三条第一項」を「第三条」に改め、同表第二十八号の二の次に次の一号を加える。

二十八の三 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による同法第十八条第二項の賃貸住宅の管理に関する事務であつて総務省令で定めるもの

(新設)

(新設)

第十九条の二 住民基本台帳法の一部を次のように改正する。

第三十条の十五第四項中「第四十一条の二第一項」を「第三十七条の二第一項」に改める。

第十九条の三 住民基本台帳法の一部を次のように改正する。

第三十条の十五第四項中「第三十七条の二第一項」を「第三十八条

第二十条 住民基本台帳法の一部を次のように改正する。

別表第一中十四の項及び十五の項を削り、十三の項を十五の項とし、十二の項の次に次のように加える。

十三 預金保険機構	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）による同法第五十五条の二第一項の預金等に係る債権の額の把握に関する事務であつて総務省令で定めるもの
十四 農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）による同法第五十七条の二第一項の貯金等に係る債権の額の把握に関する事務であつて総務省令で定めるもの

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第二十九条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二十条第三項中「第三号新住民基本台帳法別表第一」を「住民基本台帳法別表第一」に改め、同条第四項中「第三号新住民基本台帳法別表第二」を「住民基本台帳法別表第二」に、「第三号新住民基本台帳法の」を「住民基本台帳法第三十条の十第一項並びに第三号新住民基本台帳法第三十条の三十七第一項及び第三十条の三十八第一項の」に、「同項」を「住民基本台帳法第三十条の十第一項」に、「機構保存本人確認情報（第一号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除

く。」を「第一号及び第二号」に、「機構保存本人確認情報」を「第二号」に改め、同条第五項中「第三号新住民基本台帳法別表第三」を「住民基本台帳法別表第三」に、「第三号新住民基本台帳法の」を「住民基本台帳法第三十条の十一第一項並びに第三号新住民基本台帳法第三十条の三十七第二項及び第三十条の三十八第一項の」に、「同項」を「住民基本台帳法第三十条の十一第一項」に、「機構保存本人確認情報（第一号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）」を「第一号及び第二号」に、「機構保存本人確認情報」を「第二号」に改め、同条第六項中「第三号新住民基本台帳法別表第四」を「住民基本台帳法別表第四」に、「第三号新住民基本台帳法の」を「住民基本台帳法第三十条の十二第一項並びに第三号新住民基本台帳法第三十条の三十七第一項及び第三十条の三十八第一項の」に、「同項」を「住民基本台帳法第三十条の十二第一項」に、「機構保存本人確認情報（第一号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）」を「第一号及び第二号」に、「機構保存本人確認情報」を「第二号」に改め、同条第七項中「第三号新住民基本台帳法第三十条の十四」を「住民基本台帳法第三十条の十四」に、「第三号新住民基本台帳法の」を「同条並びに第三号新住民基本台帳法第三十条の三十七第一項及び第三十条の三十八第一項の」に、「同条」を「住民基本台帳法第三十条の十四」に、「本人確認情報（住民票コードを除く。）」を「住民票コード及び個人番号」に、「本人確認情報」を「個人番号」に改め、同条第八項中「第三号新住民基本台帳法第三十条の十三第一項」を「住民基本台帳法第三十条の十三第一項」に、「第三号新住民基本台帳法第三十条の十三第二項」を「住民基本台帳法第三十条の十三第二項」に、「第三号新住民基本台帳法第三十条の十三第三項」を「住民基本台帳法第三十条の十三第三項」に、「第三号新住

(地方公共団体情報システム機構法の一部改正)

第二十九条の二 地方公共団体情報システム機構法（平成二十五年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項中「第四十一条の三第一項」を「第三十七条の三第一項」に改める。

民基本台帳法の」を「住民基本台帳法第三十条の十三第一項並びに第三号新住民基本台帳法第三十条の十五第一項、第三十条の三十七第一項及び第二項並びに第三十条の三十八第一項の」に、「都道府県知事保存本人確認情報（住民票コードを除く。以下この条において同じ。」とあるのは「都道府県知事保存本人確認情報」を「住民票コード及び個人番号」とあるのは「個人番号」に改める。

第二十二條第一項中「前条の規定による改正後の住民基本台帳法（以下この条において「第四号新住民基本台帳法」という。）を「住民基本台帳法」に、「第四号新住民基本台帳法第三十条の九」を「前条の規定による改正後の住民基本台帳法（以下この条において「第四号新住民基本台帳法」という。）第三十条の九」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「機構保存本人確認情報（第一号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）」を「第一号及び第二号」に、「機構保存本人確認情報」を「第二号」に改め、同条第五項中「本人確認情報（住民票コードを除く。）」を「住民票コード及び個人番号」に、「本人確認情報」を「個人番号」に改め、同条第六項中「都道府県知事保存本人確認情報（住民票コードを除く。以下この条において同じ。）」とあるのは「都道府県知事保存本人確認情報」を「住民票コード及び個人番号」とあるのは「個人番号」に改める。

(新設)

第二十九条の三 地方公共団体情報システム機構法の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項中「第三十七条の三第一項」を「第三十八条の三第一項」に改める。

(新設)

(地方自治法の一部を改正する法律の一部改正)

第三十条 地方自治法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

附則第六十六条第二号中「第六十二条第一項」を「第四十六条第一項」に改める。